

裁 決

[REDACTED]

[REDACTED]

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が令和元年6月11日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対し行い令和■年■月■日付け [REDACTED] で通知した保護変更決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、請求人に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による保護変更決定（令和■年■月■日付け [REDACTED] 保護変更決定通知書で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

（2）請求の理由

住宅扶助ゼロに納得出来ない。

2 処分庁の弁明

（1）弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

ア 令和元年5月17日、休職による収入減により生活が立ち行かなくなつたことから生活保護の相談に来所し、その場で生活保護の申請の意思を示したため、生活保護開始申請書、同意書、収入申告書、資産申告書の提出を受けた。

イ 令和元年5月20日、請求人が居住している会社寮に赴き、実地調査を行つた。

その際に、請求人に対し、家賃が分かる書類はあるか確認したところ、請求人より、給与明細書の提出があった。内訳を確認したところ、寮費30,000円の記載があった。請求人に、寮費に水道光熱費等は含まれているのか聞いたところ含まれているとのことであったため、実家賃が分かる書類はあるか確認したが、わからないとのことだった。

そのため、市より勤務先に対し確認することとした。

なお、この時に請求人に対し、寮費に光熱費等が含まれていた場合は、実家賃が分かれれば住宅扶助として支給することは可能である旨、説明した。

ウ 令和元年5月21日、請求人の勤務先である[REDACTED]株式会社(以下「本件会社」という。)へ連絡し、寮費に光熱費等が含まれているか確認したところ、含まれていることから、請求人と交わした賃貸借契約書はあるか確認したが、わからないとの回答であった。光熱費等を除いた実家賃の算定についても依頼したが、できないとのことであった。

エ 調査の結果、光熱費等を除いた実家賃の金額が判明しなかつたことから、令和元年5月28日、住宅扶助費を支給せず生活扶助のみを支給する決定を行つた。

(3) 本件審査請求に対する意見

請求人が負担している寮費の中には、勤務先に確認した際の回答にあるとおり、光熱費等が含まれている。

一方、家具什器費や光熱費といった世帯共通的な経費は生活扶助費の第2類に含まれる。そのため、仮に寮費を全額支給した場合、生活扶助費の第

2類を2重に計上することになる。請求人の勤務先に対し、光熱費等を除いた実家賃の金額を算出できないか依頼したが、算出することはできないとのことであった。

これらのことから、寮費を住宅扶助費として計上することは妥当ではないと考える。ただし、これはあくまで光熱費等を除いた実家賃の金額がわからない場合の措置であり、請求人の勤務先より実家賃の金額が示されれば、当然にその分を住宅扶助費として計上することとなる。

なお、請求人が負担している寮費の金額は30,000円であり、生活扶助費の第2類として計上している金額は32,050円である。寮費の中に光熱費等世帯共通的な経費も含まれていることを考慮すると、生活扶助費の第2類において家賃も賄えていることになり、生活扶助費のみでも生活に必要な費用は賄えているものと考える。

理　由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）のとおり主張しており、要するに、住宅扶助が支給されないことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものと解される。

2 認定事実

（1）処分庁は、保護開始日を令和元年5月17日として、請求人に対し、保護を開始した。

（2）処分庁は、令和元年6月1日、請求人（昭和■年■月■日生まれ）に対し、同月分の保護費の額を次のとおりとする本件処分を行った。

生活扶助	住宅扶助	合計
67,580		67,580

（3）請求人は、本件処分当時、本件会社の寮（以下「本件寮」という。）に居住しており、当該寮の月額の賃料は、水道光熱費を含めて30,000円であった。

なお、本件寮は部屋毎に水道光熱費に係るメーターを設置していなかった。

(4) 請求人は、令和元年6月11日付で本件審査請求をした。

(5) 処分庁は、審理員による次のアの質問（令和■年■月■日付け■■■）に対し、次のイの回答（■月■日付け■■■）をした。

ア 質問

「請求人に係る令和元年6月分の住宅扶助の算定において、処分庁が、水道光熱費に相当する額を算出するために、調査・検討した内容（例：単身世帯の水道光熱費（月平均額）の統計資料から算出する、請求人が入居している寮全体の水道光熱費を入居者数で割る等）を回答してください。」

イ 回答

「水道光熱費に相当する額の調査・検討は行っておりません。」

(6) 処分庁は、審理員による次のアの質問（令和■年■月■日付け■■■）に対し、次のイの回答（■月■日付け■■■）をした。

ア 質問

「請求人に係る令和元年6月分の住宅扶助の算定において、処分庁が、水道光熱費に相当する額の調査・検討をしなかった理由を回答してください。」

イ 回答

「生活扶助第2類は、家具什器費や光熱費等のような世帯共通的な経費とされています。請求人の世帯の状況から、当該ケースの寮費には家具什器費、光熱費が含まれるものと判断しています。当該世帯の第2類相当額は、当地域単身世帯の家具什器費や光熱費等の基準であることから、会社側から光熱費等相当額に係る資料が得られない現状では、第2類相当額が寮費に含まれると判断し、それを下回る寮費について住宅扶助費を決定しないこととしました。」

3 法の仕組み

(1) 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

そして、具体的な保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、これを受けて生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）が定められている。

（2）地域の級地区分

■は、保護の基準別表第9で定める地域の級地区分によると、3級地—1の市町村に該当する。

（3）生活扶助

生活扶助については、保護の基準別表第1において、居宅で保護を受ける場合の基準生活費、加算等が定められている。

基準生活費については、個人別（第1類）及び世帯人員別（第2類）に基準額が定められ、個人別の基準額については、世帯人員の数に応じた遞減率が定められるとともに、世帯人員に応じた世帯員の年齢別の経過的加算額や級地区分ごとの地区別冬季加算額（千葉県を含む「VI区」においては、1月から3月までの間のみ支給される。）も定められており、次の算式により算定される。

（基準生活費の算定）

ア 算式

$$A \times 2/3 + (B + C) \times 1/3 + D$$

イ 算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に遞減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（以下「合計額②」という。）（ただし、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の遞減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.9を乗じて得た額よりも合計額②が少ない場合は、合計額①に0.9を乗じて得た額とする。）

B 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額③を世帯員ごとに合算した額に遞減率の表中率③の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額③の合計額（ただし、当該合計額が、合計額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

C 経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

D 第2類の表に定める地区別冬季加算額

（4）住宅扶助

ア 住宅扶助については、保護の基準別表第3の1に定められた基準額（3級地の場合、月額8,000円以内と定められている。）を超えるときは、同表の2の規定により、都道府県又は指定都市若しくは中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とするとされているところ、千葉県内の3級地における1人世帯の住宅扶助の限度額は37,200円と定められている（「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）。

イ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問34及び答は、家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合において、電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定することとしている。

4 あてはめ

（1）生活扶助

保護の基準によれば、処分庁の請求人世帯に対する令和元年6月分の生活扶助の基準生活費は次のとおり67,580円となり、本件処分における生活扶助67,580円はこれに合致する。

A：第1類基準額②33,210円×遞減率②1.0000+第2類基準額
②34,420円

= 67, 630. 00円 > 61, 974. 00円 (合計額① 68, 8
60円 (第1類基準額① 32, 220 × 遅
減率① 1. 0000 + 第2類基準額① 3
6, 640円) × 0. 9)

B : 第1類基準額③ 40, 170円 × 遅減率③ 1. 0000 + 第2類基準額
③ 27, 300円

= 67, 470. 0円 > 58, 875. 3円 (合計額① × 0. 855)

C : 0円

D : 0円

基準生活費 : A × 2/3 + (B + C) × 1/3 + D

= 67, 630. 00円 × 2/3 + (67, 470. 0円 + 0円) × 1/3
+ 0円

= 67, 580円 (10円未満の端数は切り上げ)

(2) 住宅扶助

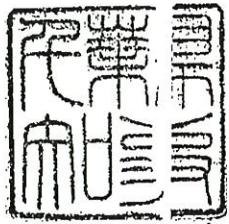
前記2(3)のとおり、請求人に係る賃料（月額30, 000円）には、水道光熱費が含まれていることから、課長通知第7の問34及び答により、当該水道光熱費に「相当する額」を上記30, 000円から控除した額を住宅扶助として認定することになる。

確かに、本件寮には部屋毎にメーターがなく、請求人の実際の水道光熱費を明らかにすることは困難であるが、課長通知第7の問34の答が「相当する額」と定めていることから、保護の実施機関においては、合理的な方法により算出した水道光熱費に「相当する額」を控除した額を住宅扶助として認定することが必要と解される。

処分庁は、前記2(5)及び(6)のとおり、水道光熱費に「相当する額」の調査・検討を行わずに請求人に係る住宅扶助を支給しない旨の決定をしており、この点において、本件処分には考慮すべき事項を考慮していないという裁量権の逸脱濫用があり違法又は不当と言わざるを得ない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。



令和2年2月26日

千葉県知事

鈴木

栄治

